

天領

第33号

1997年7月



社団法人 石見大田法人会会報

目次

税務署開設百周年「石見大田税務署の歩み」	1
税務あれこれ	5
石見銀山・根ほり葉ほり「天領大鼓」	7
確定申告の状況	8
質問手帖	9
囲碁問題	9
島根中央信用金庫「的場新理事長に聞く」	10
ミニ税務コーナー「ゴルフなどの接待費と法人税」	15
企業訪問へ「宮酒造有限公司」	16
非違事例	18
地域社会貢献運動へ「法人会の森」清掃	19
天領の秘話 ^②	20
「毛利元就の謀略（本城常光討たれる）」	20
わが社のふれっしゅさん	22
第六回社団法人島根県法人会連合会通常総会	23
福利厚生制度推進功労表彰を受ける	23
税のこぼれ話（みんなでいい税制を）	23
第二十四回会員親睦ゴルフ大会	24
アメリカンファミリー	25
法人会経営者大型保障制度（新種）	26
税のこぼれ話（税法より複雑なもの？）	28
囲碁問題の解答	28
編集後記	28

さいほんじ

西本寺前から山吹山を望む

石見銀山を訪ねてみると、銀を埋蔵していた仙の山（537畝）と、古戦跡の山吹山（416畝）が、道をはさんで、左と右にそびえている。

山吹山という名について、山吹の花が金山を彩っていたという伝説はウソで、鉱山で金・銀・銅を吹きわける（精錬）ことを山吹とっていたことが語源である。

天正5（1589）年、銀山を訪れた細川幽齋が

「城の名もことわりなれや間歩よりも、擲る白銀を山吹にして、

と詠じていることでも分かる。

周防の大内義隆が築城したのは、天文二（1533）年前後ごろと考えられている。

毛利元就が、永禄5（1562）年6月に完全占領するまでに、大内と尼子、尼子と毛利の対立のはざまで、30年間に山吹山で8回に及ぶ激しい戦闘がくり返された。

銀山を制する者は山吹城を制すといわれていたように、銀山占領のポイントは山吹城の攻防戦だった。

（石村勝郎記）

題字 鈴木大東氏

石見大田税務署の歩み

一、税務署の創設と時代背景

明治二十九年（一八九六年）に全国に税務署が設置されてから、平成八年で満百年を迎えた。

税務署は、それまで府県の下にあった「収税署」を国の下に移管するかたちで発足したものである。

それと同時に府県の「収税部」も吸収統合されて税務管理局（現在の国税局に相当する部署）が創設され、大蔵省の下に二十の管理局と五百四の税務署からなる全国的な国税の徴税組織が設置された。

当時の日本は、明治維新から約三十年を経過し

た時期で、大政奉還、廃藩置県により歩みはじめた明治政府が、地租改正の実施、内乱の鎮圧、内閣制度、憲法発布、そして国会の開設と漸く近代国家としての姿を整えつつあり、さらに一層の飛躍を遂げようとしている時期である。

こうした時代背景のなかで、富国強兵策のもと製鉄所の建設や鉄道の敷設など産業振興のために種々の計画が実施され、財政支出は一挙に膨らんでいった。

それまで国税の賦課徴収は、地方行政事務を担う各府県が担当していたが、執行の実態もまちまちで、課税の不公平が生じるなどの弊害もあり、

これをなくすことや有力な新財源として期待された営業税法や酒造税法の適正円滑な施行を図る必要もあつて、執行体制を全国統一的に整える必要に迫られていた。

こうして明治二十九年十一月一日、税務管理局が設置され、さらにその下部の機関として税務署が全国に誕生した。

二、島根県内の税務署配置図

当時の設置状況を島根県で見ると、松江に税務管理局が設置され、島根・鳥取両県の税務署を管轄することとし、税務署は松江・広瀬・大東・川掛合・今市・大森・川

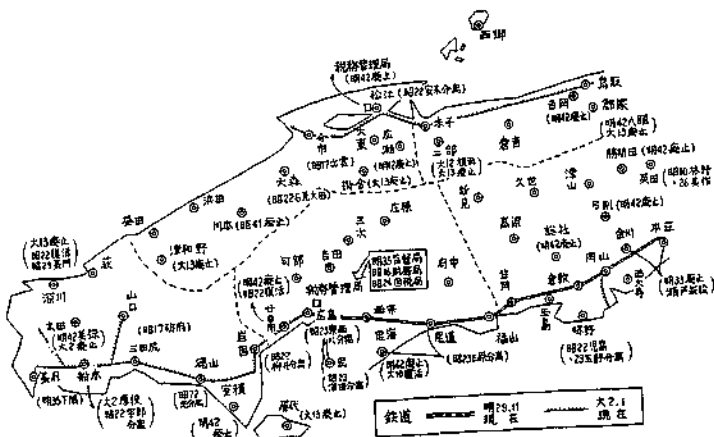
本・浜田・益田・津和野・西郷の十一署が設置されている。

このときの大森税務署が大森町税務署・石見大田税務署と改称され、現在に至っている。

当時の管轄は安濃郡・

遼摩郡であり、後に大田市制施行に伴う吸収合併により、当時の簸川郡山口村・邑智郡祖式村・川本町大字新屋、大家本郷、北佐木の一部が加わって、現在の管轄区域が構成されている。

税務署配置図（明29.11.1現在）



三、石見大田税務署の沿革

【大森税務署】

石見大田税務署のルーツを探ると、明治二十二年七月に逆上ることができ

る。明治二十二年は、大日本帝国憲法（明治憲法）が公布（二月）された年であり、七月には、東海道本線が全線開通した年でもある。

明治憲法は、第二十二條で「納税の義務」を規定し、また、第六十二條一項で「新二租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」と規定して、租税法律主義の原則をはじめて採用し、その考え方を現在に引き継いでいる。

このような年に、大森町に、高根県収税部大森出張所という税務署の前身が発足した。

この当時は、地租などの税は市町村が徴収し、国に納入するという方法がとられていたが、出張所の職員数など規模がどうであったか、記録が残っておらず不明である。

初代所長（署長）は、百木雄三という方で、現在も署の歴代署長名札に初代として、署長室に掲げてある。

現在の、金田署長は百木署長から数えて六十一代目に当たる。

翌明治二十三年には、大森直税分署・大森間税分署に、明治二十六年に大森収税署と変遷し、明治二十九年第六代目山田久蔵署長のとき、全国五百四署の一つとして、大森税務署が発足した。

この当時の大森署の組織は、署長の下直税課、間税課、庶務課の三課があったようだが、職員数などは記録が残ってお

らず、課長クラス以外は明らかではない。

この頃の税務署の建物は、現在も大森町宮ノ前に残っているが、職員数もそんなに多くはなかったのではと思われる。



ちなみに、当時の全国の税務職員の定数は、六千七百三人であり、平成八年度五万七千八百八人の一割強（平成八年度の税務署数は五百二十四署）となっている。

途中、昭和十六年七月大森町税務署に名称変更

をしているが、昭和二十二年五月まで五十八年間、大森町にあって国税の賦課徴収の先端機関として存続した。

【大森税務署の建物】

大森税務署の当時の庁舎は、先に記したように今も個人住宅として残っている。場所は、「銀の店」の隣り、元熊谷酒造倉庫の向側である。

現在の所有者である道上氏によると、この建物は徳川時代は侍屋敷であったが、明治維新後警察署が使用、その後税務署が入居、そして昭和二十三年に運輸省、同二十四年に国鉄が承継し、同二十八年、同氏に払い下げになるまで、国鉄寮として使用された。

同氏は、「築後二百年位経っているのではないか。お爺さんが、退職金で購入した時、内部は改

装したが、屋根などはそのままでしたから。」と語っている。登記簿によると、土地は明治三十六年三月に、登記されており「天〇六年三月二十三日付売買証書により所有

権登記す」となっており、〇の字が、読み辛いが明だとすると、天明六年は一七八六年であり二百年を越えていることになるが、建物は、明治三十八年六月に所有権登記されたのが最初として残っているだけで定かではない。

当時の所有者は、熊谷三左衛門となっており、熊谷酒造からの借り上げだったと思われる。

【大田への移転請願】

税務署の移転に直接の影響があったかどうか分らないが、大正十四年十一月一日、当時の大田町長石川重太郎氏ほか五

名の有志が、時の大蔵大臣漢口雄幸に宛てて、次の様な請願書を出している。

「広島税務監督局管内大森税務署の位置を、時勢の変遷及び交通の状態その他一般の利便に鑑み大田町に移転せられん事を請願す。」とし、その理由として、「大森町は徳川時代には、その宝庫であつた大森銀山を監視する為に代官所が置かれた土地だつたが、既に廃坑になつて昔の姿はなく大森町は衰退してきている。住民も漸次減少の傾向にある。

殊にその位置たるや瀬摩郡の峰々に塞がれた谷間にあつて、土地は狭くあまたの分水嶺によつて区割されている。

交通も不便で、鉄道沿線からは、二里余り険峻な坂道で隔たつている。

税務署の所管区域は、

安濃郡十ヶ町村、瀬摩郡二十ヶ町村の計三十ヶ町村であるが、大家、八代、水上の三村と大森町以外は永年交通の便に苦しんで来た。」と訴え、

これに比べて大田町は「安濃郡の平原に位置し、安濃郡役所並びに山陰線石見大田駅がある。東は松江を経て京都、大阪の両市へ、西は浜田町を経て山陽線小郡駅に連絡、また、県道は市街を貫通し、三瓶川の清流が中央を流れて、その沖積地に市街が出来て四方に開け、三瓶山の雄姿を望む風光も佳絶である。かつて「西行」の歌にも詠まれたところでもある。教育機関としては鳥根県立中学校、同農業学校及び町立女子技芸学校等がある。

また、海岸から一里余りに位置し、気候温和、山川湖海の幸多く、林業、

農産物は豊富で、鉱物の採掘や商業が発達し購辦所、農業倉庫、製材所、穀物検査所、銀行、信用組合等各種機関が備わっている。(中略)

現在、戸数千三百余戸人口五千三百余人で、住民、住宅も日々に増加し町勢は益々盛んである。」とし、最後に「大田町に移転せられんことを切望するのは町民のためだけでなく、一方においては、署としても事務能力の向上や経費の節減に多大の効果が認められる。」と結んでいる。

確かに先に掲げた「配置図」では、大正二年一月当時敷設されていなかった山陰本線も、大正四年には京都から石見大田まで、同十年には浜田、十二年には益田までと延長され、また、乗合自動車も大正二年には浜田・出雲間が運行されてお

り、交通事情の変化に沿つて大田町も賑わつてきたものと思われる。しかしながら、町民の悲願であつた大田町への移転は、それから二十二年を待たなければ達成されてはいない。

「石見大田税務署」

そして昭和二十二年六月大森町から大田町へ移転し、名称を石見大田税務署と改称された。



S 22年大田町
(移転時の署)

この年は、それまでの賦課課税制度に代わり、納税者が税法の規定に基づき自ら所得額及び税額を計算し、その計算した税額を納めるといふ申告納税制度が導入された年である。

庁舎は、大田町役場の払い下げを受けたものを使用していた。この建物はその後、大田商工会議所が使用したが、現在は取り壊されている。場所は、現在の秦歯科医院の所である。

移転時の職員数は、三十五名であつたが、戦直後の歳入確保のため、税務職員の大増員が行われたこともあり、昭和二十三年には、署長以下六十一名という石見大田税務署最大規模に膨れている。

終戦直後は、戦後処理或いは歳入確保のための措置として、戦時保障特別税、財産税、非戦災者特別税、増加所得税等の賦課・徴収やその他各税の増徴が相次いで行われ、税務署は多忙を極めていた。他方で、歳入確保が急がれたことに加えて、インフレの昂進に対して

所得税をはじめとする税制が十分に対応できなかつたことから、課税最低限は実質的に低下して、納税者は急増し、特に農業所得者や給与所得者に大きな負担感を感じさせる一方で、捕捉困難な闇所得の存在が不公平感を増大させていた。

申告納税制度は導入されたものの、個人事業者には経理の基本原則は確立しておらず、正確な帳簿をつける習慣もなく過少申告・無申告が相次ぎ、これに対して占領軍は目標額を設定して徴税の強行を指示し、目標達成のための督励に乗り出したため不十分な調査、大雑把な推計に基づく大量の更正決定がなされ、これに対し納税者が異議申立をするといった悪循環が繰り返され、その一方で滞納も累積した。また、酒類も原材料不

足や生産能力の低下などから密造が急増し、取締りの強化・摘発が相次ぐという、税務行政にとって最悪の環境の中であり、当時の職員の方は大変に苦勞されたものと思われる。



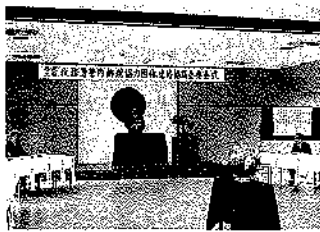
S40.10 密造酒撲滅キャンペーン

昭和二十四年六月に大蔵省の外局として国税庁が設けられ、国税庁・国税局・税務署という一元的な税務行政機構が確立された。

石見大田税務署も係長制度が導入され、総務・歳入・所得税・法人相続税係長が配属され、順次

酒税・法人税・資産税係長が配置されていった。国税庁発足後においても、滞納整理は重要な課題であり、積極的に行われたが、従来からの差押・換価一本槍の建前は修正され、滞納者個々の実情に応じて行われるようになった。

また、昭和二十五年度の青色申告制度の創設や同二十六年の納税貯蓄組合法の施行等から、各種納税協力団体の活動もあり、戦後期の混乱は沈静化し、納税者の税務行政に対する理解や信頼も次第に高まっていった。



S50.2 「税協協」設立総会



S49.11 会議所婦人部による税務署見学



S49.11 「税を知る週間」座談会

昭和三十三年二月、税務署が現在地に新築移転したころの職員数は三十名に減少しており、係長数も順次減少していった。

昭和四十六年七月事務量の増大に対処するため機構改革が行われ、専門官制度が導入された。

これにより、それまでの課長は統括国税調査（徴収）官という聞き慣れない職名で呼ばれ、略して「統括官」となった。

石見大田税務署は総務課と調査部門の一課一部門制となり、職員数も十五人から十七人の少数となった。

現庁舎は、昭和五十四年三月に同じ場所に二階建てで新築され、平成九年七月一日現在、職員は署長以下十七名であり、広島国税局管内三番目に小さい署である。

税務あれこれ

寄附金課税

法人は、もとより営利追求団体であります。昨今、企業の社会性とか地域貢献性が叫ばれたり、又、各種文化イベント等に寄附金の支出を要請されることが多くなつてまいりました。

そこで、今号では寄附金の課税を取上げてみたいと思ひます。

昨年二月二十六日、高松高裁で寄附金関連として次のような判決がありました。

「会社が神社改築の為に支出した寄附金は役員が個人的に支出すべきものであるとして、役員賞与

とした課税庁の処分を認める」ものです。

これは、寄附金が会社の経費か、役員個人の支出すべきものを争つた事例ですが、このようなことだけではなく、寄附金とされる事例には、現金の支払が伴わないものもあり、とまどいが見られる場合もあります。

●寄附金とは

「寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他のいづれの名義をもつてするかを問わず、法人が金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与をした場合におけるその金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時ににおける価額又

はその経済的な利益のその供与の時ににおける価額によるものとす。とされており、法人税法上の寄附金は、社会通念上のものよりはその範囲が広いと言えます。

●支出の態様別分類

以下、その寄附金となり得る支出の態様について分類してみます。

もちろん、以下の支出態様においても、それぞれの取引で合理的な理由が存する場合等は税務上もその取引を容認する場合もあることをつけ加えておきます。

(1) 金銭の贈与

典型的な寄附金の支出形態であり、無償で金銭を他人に与えたもので、相手方にはその金銭の額相当額の収益が生じます。

(2) 無償による金銭以外の資産の譲渡

例えば、帳簿価額八十

万円(時価百万円)の資産を無償で譲渡した場合、贈与も譲渡をもたらす契約である為、百万円の譲渡収入が生じることになり、その収入を相手方に寄附したことになります。すなわち百万円が寄附金課税の限度計算対象とされます。

帳簿価額八十万円は、その資産を譲渡した原価として、損金の額に算入されます。

(3) 無償による役務の提供

法人が受取手数料、受取利子などの収益が生ずる役務の提供を無償で行った場合、その提供した役務の価額相当額が寄附金の額となり得ます。

例えば、法人間における無利息貸付けなどが、その典型例といえます。

(4) 低額による金銭以外の資産の譲渡

前記(2)の譲渡を無償で

はなく、時価より低額で譲渡した場合、時価と譲渡価額との差額が寄附金の額となり得ます。

(5) 低額による役務の提供

前記(3)の提供を無償ではなく、低額で行った場合、本来收受すべき額との差額が寄附金の額となり得ます。

(6) 金銭以外の資産の高額譲受け

例えば時価八十万円の資産を百万円で購入した場合、差額二十万円が寄附金の額となり得ます。

(7) 役務提供の高額受入れ

例えば、出向先法人が出向元法人に合理的理由もなしに給与負担金を高額の支出している場合、給与負担金は出向元法人が負担すべき給与に係る実費精算が原則です。で、出向元法人における給与相当額以上の負担金

を支出したような場合は寄附金課税の問題が生じます。

(8) 債権放棄又は責務免除

法人がその有する債権について、債権放棄や責務免除を行った場合、その法人にはその債権相当額の損金が生ずることになり、その金額が寄附金の額となり得ます。

もつとも、その債権放棄や責務免除が合法的な貸倒損失であったり、合理的理由がある場合は寄附金とはなりません。

(9) 無償による債務の引受け

法人が他の者の有する債務、例えば買掛金、未払金等を引き受けた場合、その法人にはその債務の額相当額の損金の額が生じます。従って、その債務の額相当額が寄附金の額となり得ます。

はその債務の額相当額の収益が生じます。

(10) 経費等の代替負担

前記債務の引受けは、相手方の有する債務を当方に移転させ、これにより相手方がその弁済を免れる結果となるというものです。これに対し、経費等の代替負担は、相手方に債務そのものを発生させない取引です。この場合も、相手方が負担すべき経費等を代わって負担することにより、相手方の負担を軽減する結果になりますので、特に合理的な理由がない限りその負担額相当額が寄附金の額となり得ます。

● 損金算入限度額

法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち損金算入限度額を超える部分の金額は損金の額に算入できません。その限度額は次のよう定められています。

①普通法人、協同組合等および人格のない社団等(②を除く)

$$\frac{\text{期末の資本金額及び積立本積立金額の合計額}}{\text{事業年度の月数}} \times \frac{2.5}{1,000} = \text{資本金基準額}$$

$$\text{各事業年度の所得金額} \times \frac{2.5}{100} = \text{所得基準額}$$

$$(\text{資本金基準額} + \text{所得基準額}) \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

②普通法人、協同組合等および人格のない社団等で資本の金額又は出資金額を有しないもの

$$\text{所得金額} \times \frac{2.5}{100} = \text{損金算入限度額}$$

● 損金算入時期

法人税法における寄附金の損金算入時期は、『各事業年度において支出した』とされています。これは現実に支出その他の負担をしたものという為、いわゆる現金主義により計算することとされています。

従いまして、未払計上した寄附金の額及び仮払計上した寄附金の額は、次のように取り扱われることとなります。

(1) 未払寄附金

未払計上した寄附金の額については、損金の額に算入することは認められないので、所得金額に加算するとともに限度計算の対象に含めません。

その後、現実に支出した事業年度において損金の額に算入(申告減算)するとともに、その事業年度の限度計算の対象に含めます。

(2) 仮払寄附金

仮払計上した寄附金については、その支出した事業年度の寄附金として損金の額に算入(申告減算)するとともに限度計算の対象に含めます。

その後の事業年度においてこれを消却した場合、申告加算することになります。

(3) 手形払いの寄附金

寄附金の支払いの為の手形振出し(裏書譲渡を含む)は、現実の支払に

は該当せず、その決済があった時に寄附金の支出があったものとされます。

〈まとめ〉

法人の仕訳	支出寄附金	所得計算
(借 方) (貸 方)		
(寄 付 金) (現預金)	含まれる	是否認なし
(寄 付 金) (未払金)	含まれない	加 算
(寄 付 金) (支払手形)	含まれない	加 算
(仮 払 金) (現預金)	含まれる	減 算
(繰上り) (支払手形)	含まれる	減 算
(寄 付 金) (仮払金)	含まれない	加 算

● 寄附金の特例

次の寄附金の額については、損金算入限度計算の対象に含めないで、無条件でその支出の時の損金の額に算入することが認められています。

- (1) 国又は地方公共団体に対する寄附金
- (2) 指定寄附金

大蔵大臣が指定し、告示された法人、団体等に対する寄附金です。

(竹下税理士)

石見銀山・根ほり葉ほり

天領太鼓

石村勝郎

太鼓堂

石見銀山は慶長八（一五〇三年）、釜屋坑の開発で、かつて無い大鉱脈に掘り当たり、産銀は一万貫を越え（このときの運上銀三千六百貫）、人口二十万とか、寺院の数は百カ寺とか、伝説的な繁盛ぶりが語り伝えられている。

釜屋坑を開いた、山師の安原傳兵衛は、自伝書の中で、当時の有様について

「仏閣、瓦を並べ、鐘を鳴らし、あるいは太鼓を打ち、昼夜のにぎわい京や堺に異ならず」

としるしている。この

自伝書に書かれている、「太鼓を打ち」は、慶長の繁栄期に、銀山の谷々に「時」を知らせる時太鼓が、太鼓堂で朝と夕方、打

ち叩かれていたことを物語っている

太鼓堂山は、銀山の大き谷と栃畑谷の境め、神宮寺橋の傍らにそびえている。馬の背連峰の北端に当たる。

太鼓堂は、この岩山の頂上にあつた。岩山のすぐ下には岩屋堂、付近には神宮寺、山神さん、龍源寺坑、銀吹所、銀山方役人の役宅などが並び、この辺りは銀山の文物センターだった。

人々は時太鼓の音を合図に、毎日の作業や日常生活を営み、江戸時代末期まで太鼓堂山は広く親しまれていた。

山神宮の火災

江戸時代末期の文化十五（一八一八）年一月十九日、中曾根の山神宮（佐尻禿山神社）から火

の手があがった。

この日は特に寒気がきびしく、境内でたき火をしていたが、仙の山と馬の背山の間の谷を吹きぬける風が、急に渦巻き状になり、たき火のかたまりが山神さんの草ぶき屋根に舞い落ちたのが、不慮の火災になったのだった。

そのころ、太鼓堂の太鼓叩きをしていたのは、連次郎という老人だった。

連次郎は猛炎を発見すると、すぐさま岩山へかけ登った。時太鼓を、ドーン、ドーンと叩き続けた。

火災の反射で、連次郎の全身は朱色に輝き、際限なく鳴り響く火炎太鼓を聞きつけて、非番の坑夫や近くの商家の人々、銀山方役人がかけつけた。山神宮の社司、天野直温も太鼓の音で気づき、拝殿から本殿へ延焼する間一髪、ご神体運び出

して仮り宮に遷し、このあと消火に当たっていて、壮烈な死をとげた。

仙の山への延焼は、昼火事だったためふせげたが、これは太鼓の音で、多数の人々がかけつけたおかげで助かったのだと、連次郎は代官所からほめられた。

天領太鼓鳴り響く

山神さんは、鉦夫たちの血のにじむような稼ぎの中から、拠出した銀で再建がはかられた。

代官所から無利子で、銀二十貫を貸してもらい、その返済は、毎年の採掘した初穂を、山師がもちよつて一貫目とする一方、鉦夫たちは稼ぎの中から、少しずつ積み立てを行い、年末に一貫目とし、十二月二十日にあわせて二貫目を代官所へ返済するやり方で、十年かけて完済した。神社は文政二（一八一九）年四月二十一日再建したが、完

成を祝う天領太鼓は、連次郎が精魂こめて叩き、太鼓の音は、たけなわの春の山々にこだまを高く響かせた。

鉦夫たちは「山神さんの再建が出来た」と太鼓の音にふるいたった。

（註）天領の名は、天下領の略称で、実際には明治二年から使われており、江戸時代は「石見銀山御料」といってこれに正しい呼称である。天領太鼓としたのは、この名が広く親しまれているので、あえてこの名を使用した。

なお太鼓堂山で時を知らせた時太鼓は、いまは銀山の清水寺で保存されている。



太鼓堂山

確定申告の状況

【所得税】

広島国税局管内（中国五県）の平成八年分申告所得税の確定申告状況は次のとおりです。

①全体の状況

納税人員は、五十五万二千人で、前年を一・八％上回りました。

申告所得金額及び申告納税額もそれぞれ四・六％、四・四％といずれも前年を上回りました。

②営業所得者

納税人員は前年を〇・七％下回りましたが、申告所得金額、申告納税額はそれぞれ一・一％、二・九％づつ上回りました。

③農業所得者

水稻の作況指数は高く推移しましたが、減反による収穫量の落ち込み及び

その他の農産物を含め価格の落ち込み等の影響で、納税人員、申告所得金額はそれぞれ七・二％、六・〇％づつ下回りました。

申告納税額は二・〇％上回りました。

④その他の事業所得者

納税人員は前年を〇・八％上回り、申告所得金額、申告納税額ともに、それぞれ四・三％、七・八％づつ上回りました。

⑤その他所得者

納税人員は、前年を三・二％上回り、申告所得金額及び申告納税額ともにそれぞれ五・五％、四・一％づつ前年を上回りました。

⑥譲渡所得の申告状況

納税人員は一〇・

四％、申告所得金額でも一一・四％それぞれ大幅に前年を上回りました。

【消費税】

平成八年分の個人事業者の消費税の申告状況は申告総件数三万六千件で前年より二・五％下回り、納税申告件数も前年より三・六％減少しましたが、申告納税額は前年より八・四％（九億円）増加しました。

【適正公平な課税確保】

申告納税制度を維持し課税の公平を確保するためには、故意に不正な手段で税金を免れた者の責任を厳しく追及しなければなりません。このため一般の税務調査のほかに特に大口・悪質な脱税をした者に対しては、税金を納めさせるだけではなく、懲役又は罰金という刑罰を科するため、査察

調査という特別な調査を行なっています。

現在、全国には約千二百人の国税査察官が配置されています。

平成8年分申告所得税の確定申告状況
(石見大田署)

区分	納税人員 (人)	所得金額 (百万円)	申告納税額 (百万円)
営業	837	3,020	201
その他事業	529	2,105	175
農業	30	77	2
その他	1,899	7,745	248
合計	3,295	12,947	626

平成8年分県別申告所得税の確定申告状況

区分	納税人員 (千人)	所得金額 (百万円)	申告納税額 (百万円)
広島県	207	1,081,733	71,409
山口県	113	513,559	29,872
岡山県	132	670,223	40,477
鳥取県	44	192,729	10,039
島根県	56	248,489	13,210
合計	552	2,706,733	165,007

平成8年分消費税の確定申告状況
(石見大田署)

納税申告件数 (件)	申告納税額 (百万円)
404	171



平成8年分県別消費税の確定申告状況

区分	納税申告件数 (百件)	申告納税額 (百万円)
広島県	131	4,071
山口県	77	2,706
岡山県	76	2,371
鳥取県	29	990
島根県	43	1,513
合計	356	11,651

質問 手帖

問 会社が、役員又は使用人を被保険者とする養老保険や定期保険を契約して、保険料を支払った場合の処理はどうするのですか。

答 (養老保険の場合)

(1) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が、

① 会社の場合は保険契約の終了時まで資産に計上し、

② 被保険者又はその遺族の場合は役員又は使用人に対する給与とします。

(2) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が会社の場合、
① 支払保険料の二分の一は資産に計上し、

② 残額は保険期間の経過に応じて損金に算入しますが、役員等その他特定の使用人のみを被保険者としているときは、その者に対する給与とします。

(定期保険の場合)
死亡保険金の受取人が、

① 会社の場合は期間の経過に応じて損金に算入し、

② 被保険者の遺族の場合にも期間の経過に応じて損金に算入しますが、役員等その他特定の使用人のみを被保険者としている場合は、その者に対する給与とします。

(傷害特約等に
係る保険料)
前記の養老保険、定期保険に傷害特約等の特約を付し、その特約に係る

保険料を支払った場合には、期間の経過に応じて損金の額に算入することができませんが、役員等その他特定の使用人のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合は、その者の保険料の額は、その者に対する給与となります。

問 年一回三月の決算の法人ですが、五月末に開催された定期株主総会で承認された利益処分による役員賞与が、資金繰りの都合で未払いのままとなっております。この未払賞与を支払わないこととした場合は、当期の利益として必ず計上しなければなりませんか。

答 損金不算入の賞与が未払いである場合に、その未払賞与がなんらかの理由によって支払われないこととして、債務免除を受けたときは、これにより生じた益金(債務免除

益)は、原則として、その免除を受けた事業年度の益金に算入されることとなります。

しかし、法人が未払賞与(所得の金額の計算上損金の額に算入されない賞与に限る。)につき取締役会等の決議に基づきその全部又は大部分の金額を支払わないこととした場合において、その支払わないことが、いわゆる会社の整理、事業の再建及び状況不振のためのものであり、かつ、その支払われないこととなる金額がその支払いを受け

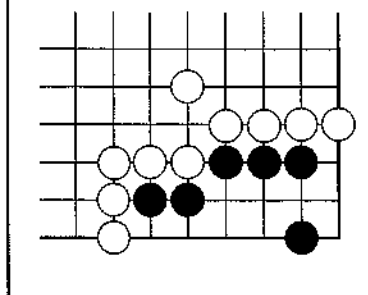
る金額に応じて計算されている等一定の基準によって決定されたものであるときは、その支払われないこととなった金額(その賞与について徴収される所得税額があるときは当該税額を控除した金額)については、その支払われないことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入しないことになる。従って、支払われないこととしたことが前記の条件に合うものであれば、当期の利益に計上しなくてもよいこととなります。

(川上税理士)

囲碁問題

隅の黒を取って下さい。
一線に下っている白石を
活用して下さい。

(解答28頁)



島根中央信用金庫

的場新理事長に聞く



〔広報委員会出席者〕

- 波多野 司
- 波多野 諭
- 小川 良知
- 石本 智章
- 石田 憲咲
- 斉藤 寛
- 三谷 基
- 勝部事務局長
- 事務局

六月十八日（仁万屋於）

【波多野司】昨年本誌で吉田理事長新体制を紹介したばかりでしたが、健康上の問題で御勇退と聞き驚きました。

急拠後継登板される的場新理事長さんにはいろいろお忙しいなか我々のために時間を割いていただきありがとうございます。

今日は石見大田法人会青年部の皆さんと新理事長と新任のご抱負など伺いたく計画いたしましたのでよろしくお願いいたします。

はじめに、トップという重職に立たれた実感から伺いたいと思います。【理事長】おっしゃる通り全く予期しない唐突な

ことが起ったわけでした。その器でないわたくしが浅学非才をかえりみずお引受けした次第で恐縮しているところです。

一般的にNo2、No3の立場は少しばかり責任が軽いのではというようなことが言われていますがこれまで以上に責任の重さを痛感しているのが現

在の心境でありまして、全力を尽くして職務を果したいと思っております。

よろしくお願いいたします。

【波多野司】この時季大変お忙しいのでは…

【理事長】就任後一ヶ月が経過しましたが、各業界の総会や関連会社、内部会議と追われて、本来の職務に没頭していません。が現状でありまして、できるだけ早く本業に復帰せねばと思っております。

ご承知のように、我々



の業界そのものが厳しい環境にありまして、このような時季にわたしのような新米が理事長をお引受けすることは、橋本総理が言われているところの日本盤ビッグバン構想が二〇〇一年に施行されるなど、日本の金融業界全体がその対応にせまられているわけですが、そういう中でじゃあ地域の信用金庫が地元の金融機関として、どういうことをしなければいけないのか、課題は山積されています。

この一・二年は変化の



はげしい時期と認識しており、我々是我々なりに地域の金融機関としての使命を達成するために職員ともども対応しているかなければと思っております。

【波多野論】バブル崩壊後、各界に不祥事が発生し、マスコミをにぎわしました。金融界もその例外でなく、日本全体が再編成を余儀なくされていると思います。その中で金融機関は、日本経済を支える一番大きな柱であり、原動力であると思うのですが、これからの

経済界をリードするためにはこれが基本だとお考えになっていることをお話しして下さい。

【理事長】当金庫は海外に決済店をもつような大手金融機関ではありません。

限られた地域の中で資金を集めその中で営業を展開する金融機関で協同組合ですから、例えば不採算店舗があろうとも、その改善対策はとりますが、すぐさま店舗閉鎖と言うわけには参りません。

ビッグバンという大

きな課題に対して、やはり地域に密着していくことがビッグバン対策かなどと生々しいことを言うようですが、基本はそうじゃないかと思っております。



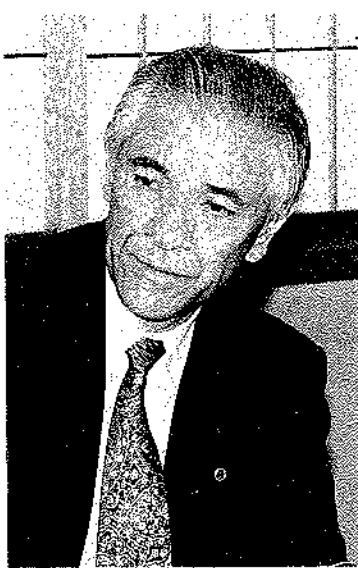
ですからビッグバン、ビッグバンと言いましても、やはり地域のニーズを吸収しながら、それにこたえて行く体制

をつくるのが、二〇〇一年までに我々に課せられた大きな課題であると認識しております。

【事務局長】新聞紙上ににぎわせた不良債権問題、そして一部の金融機関の経営破綻、そういったことから金融機関に対する信頼がやや緩んできたと思うのですが、そこらあたりについて何かお話を伺いたいと思います。

【理事長】一般的に護送船団方式といわれているように大蔵省管轄により、金融機関は倒れない

という不倒神話で今日まで来たわけですが、ポールドレス時代といわれる今日、そうはいかなくなりました。加えて金融自由化を背景として、自己責任体制に金融機関が移行する過渡期であります。一般的な金融不詳事件については私がこの場で語ることはありませんので申し上げませんが、我々は何といたっても地域の実情を理解し、適切な対応をさせていただき信頼を受けるために、健全経営をめざすことであると思っております。



【石田】今まで鳥根県や大田市は田舎だから大手企業の侵略はないものと思っていました。大手の攻めで、地元商店会や我々料飲業界も今や戦々恐々となってきました。地元の商工業者を支える金融機関としてどのようにお考えか伺ってみたいと思います。

【理事長】これは本当に難しい問題でありましてそれぞれ苦労があることだと思います。妙案はありませんが、当金庫にも中小企業診断士の資格者がいますので、本当に腹

を割って、ざつくばらんに親しみのある付き合いの中で対応させていたただくしかないと思われれます。

その都度相談をいただきまして一緒になって考えていきたいと思っております。

【小川】信用金庫は地域密着型金融機関であるから地域の信頼が第一であると同じでしたが、我々地域を対象とする小さな商売人にとって、少しでも安い金利が望ましいのでありまして、その点信用金庫とのお付き合いで

メリットがあるところを伺いたいと思います。

【理事長】厳しいご指摘ですね。問題は金利ということだと思います。当金庫は株式会社と違って協同組合ですから効率性はかりを追求できない立場でありまして、非効率の店舗も維持せざるを得ませんし、なかなか明解な返答になりませんが、要するに、お客様のニーズにあった情報とか資料の提供、いろいろな相談業務に対応できる人材育成をより強化したいというところだと思います。

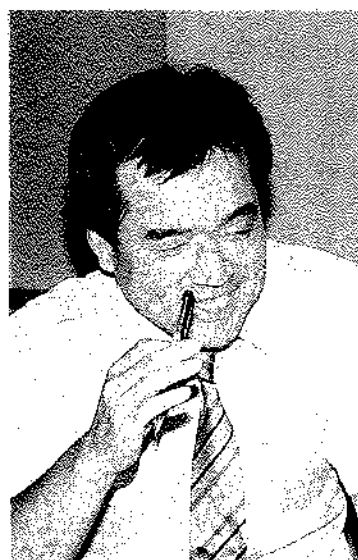


す。そして金融の街医者的存在を旨とし、地元から信頼される金融機関として必要な情報を可能な限り集めて知的サービスの提供につとめたいと思っております。

【三谷】現在は技術部所

属です。会社経営の中核にタッチしていませんが、二、三年のうち金融機関の接渉をするようになるだろうと思いますが我が社の仕事柄、仕事をしても設計料をすぐいだけないためどうしても短期借入れをしなくてはなりません。借金さんの場合、他行と比べてそれほど有利に対応しますという何かないものではないか。(笑い)

【理事長】短期借入れに対する金利の安い制度を設ける考えがあるかとのお話なのですが、そう



いう制度は現在ございません。我々もコスト引き下げに一生懸命でありまして、できるだけ安い金利でご利用いただけるよう今後も更に努力していく所存でございます。地域金融機関として地域性・経営規模等からコスト面でご期待にそえない面もありますが可能な限り代理業務の併用等により金利負担の軽減も図りながら、地元の金融機関として皆様から親しみやすく、気軽に相談しやすい、なくてはならない金融機関を日ざしておりますことを申し上げてご理解いただきたいと思います。

【石本】地域密着型の金融機関として地銀などではできない情報の提供サービスをしていると伺いましたが、借り手には安い金利はありがたいと思いますが、預金者にとつ



ては高い方がいいわけです。何かいい商品を開發されていたらお聞かせ下さい。



【理事長】おっしゃる通り今の低金利時代は、預金者の預金に対する魅力も減退していますし、生活への圧迫もあるかと思

りますが、その対策として、高度化・近代化のための国・県の融資制度を活用しようとするのですが、たとえ八〇%の融資を受けたとしても、自己資金でさえまならないのが実情です。そのため

【波多野司】信金さんは邑智郡と江津から出雲市をテリトリーとし、その中央大田市に本店を置いておられるため親近感が感じられます。それぞれの地域の発展活性化のために、よりどころとなる金融機関であつてほしいと思いますが

【理事長】できる限りの対応をさせていただきます。我々の業界のみならず、ひじょうに変化の激しいときでありますので、私どもはもちろん商工業者の皆さんも同じ発想でなく変化にすみやかにそして柔軟に対応されることが不可欠と思われま

報収集・勉強も重要なことであろうと思います。お互いよりよく生きる道を模索しなければならぬと思います。

【波多野司】このあたりで話題をかえて的場理事長さんご自身について伺いたいと思います。

ご家族は何人でいらっしゃいますか。

【理事長】元気でおります母と妻、そしてそれぞれ就職しております子供（姉弟）と五人家族です。

【波多野論】信金に入庫されて何年でしよう。



【理事長】昭和三十二年の入庫ですから、約四十年のキャリアです。

【波多野論】はじめから金融機関を選ばれたのでしようか。

【理事長】当時は就職難でして、当時山パルに入ろうと思いましたが入れませんでした。浪人時代がありました。そして縁あって当金庫に入庫したわけです。

【斎藤】お住いは川本と伺っておりますが、この際大田に住まいませんか。

【理事長】そのようによ

くいわれるんですよ。

いずれはそうしなければと思っているところですよ。

【石田】健康のために何かしておられますか。

【理事長】歩くことです。毎日五km歩くようにしています。今日のようにゴルフがあつても朝のうちに五km歩きました。五km歩くために大体五十五分位の時間をかけて歩いております。

【石本】お一人で歩かれるのですか。

【理事長】家内と二人です。はじめは体裁が悪く思いましたが、今は平気です。少々の雨ならやりますし、夜も八時までに夕食が終われば、夜も歩きます。

【波多野司】健康法にもいろいろあると思います。がやはり歩くことが大切な基本かも知れません。長時間にわたっての場



新理事長さまにお話を伺って参りましたが、この辺で対談を閉じたいと思います。理事長さまには今後ますますお元気でご

活躍されますことをご祈念申し上げます。本日はみなさま大変ありがとうございました。

ミニ税務コーナー

ゴルフなどの接待費と法人税

会社では、業務を推進

する上で、取引先等に関し、いろいろな交際費が使われています。最近では、ゴルフ場が社交の場として茶店、食堂、フェアウェイ：など、接待、親睦、情報交換などの格好の場と思われています。

そこで、交際費の一般的な場合、特にゴルフの場合の税務上の損金算入の可否などに触れてみたいと思います。

(1) 税務上の交際費等

一般に考えている交際費より範囲が広く、税法上、交際費等とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用と規定され、その要件は次のとおりです。

① 支出した相手先が、会社の得意先、仕入先、その他事業に関係がある者

等であること。

この事業に関係ある者には、直接の取引先のみでなく、間接的な取引先(例、卸先の小売先)も利害関係者として含み、また、自社の役員、従業員、株主等も含みます。

② 支出する目的、行為が、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類するものであること。

なお、事業に直接関係のない者へ金銭を贈与したときは、原則的には寄付金となり、また、不特定多数の者への宣伝効果を意図する支出は、広告宣伝費になります。

(2) 交際費等の損金不算入の特例

支出した交際費等については、その金額が損金不算入になるのが原則で

す。しかし、中小企業対策の一環として期末資本金額に応じ、次の金額を限度に損金算入が認められます。

① 資本金一千万円以下の会社

四百万円に達するまでの90/100

② 資本金一千万円超五千万円以下の会社

三百万円に達するまでの90/100

(3) ゴルフの場合の具体例

① 会社が得意先等の事業関係者をゴルフに接待した場合には、接待、供応等の行為により要した費用として、そのプレー代、食事代、送迎の付随費用も交際費等になります。

② 同業者の団体等が、団体相互間の懇親のためゴルフコンペを実施した場合、それに要した費用を会社が会費等の形で負担したときは、交際費等になります。

③ 会社の従業員等が、個人的に楽しんだゴルフ費用をその会社が負担した場合、その従業員の個人的費用を負担したことになる、従業員に対して給与(臨時的なものであり賞与)を支給したものととなります。また、役員の場合には、役員賞与を支給したものとし損金に算入されません。

④ 会社が慰労を兼ねて役員だけのゴルフコンペを行い、その費用を負担した場合には、一般的に会社の業務遂行上で必要とは認め難く、役員賞与とし取扱われます。

⑤ 会社が従業員のレクリエーションとしてゴルフコンペを行い、その費用を負担した場合には、どうなるか?

会社が、専ら従業員の慰安のため、運動会、旅行等のレクリエーションを行い、その費用を負担し

たときは、通常要する費用は福利厚生費になります。また、従業員の各種サークル活動(野球、釣り、茶道...)に対し、費用負担した場合にも、原則として福利厚生費になります。

しかし、ゴルフの場合には、ゴルフ愛好者が増えたとはいえ、まだ一部の従業員しか参加できないのが現状であり、従業員の福利厚生としては定着するに至っていないとし、税務上、プレー代金の負担は、福利厚生費にならず、原則として従業員等に対する給与(賞与)、場合によっては交際費等になります。

⑥ 会社が、業務遂行に必要なため、ゴルフクラブ入会金を資産(固定資産の投資等)に計上している場合の年会費、年決めロッカーの使用料は、交際費等となります。

(勝部税理士)

企業訪問

“水”への想い

追いつけて

一宮酒造有限公司



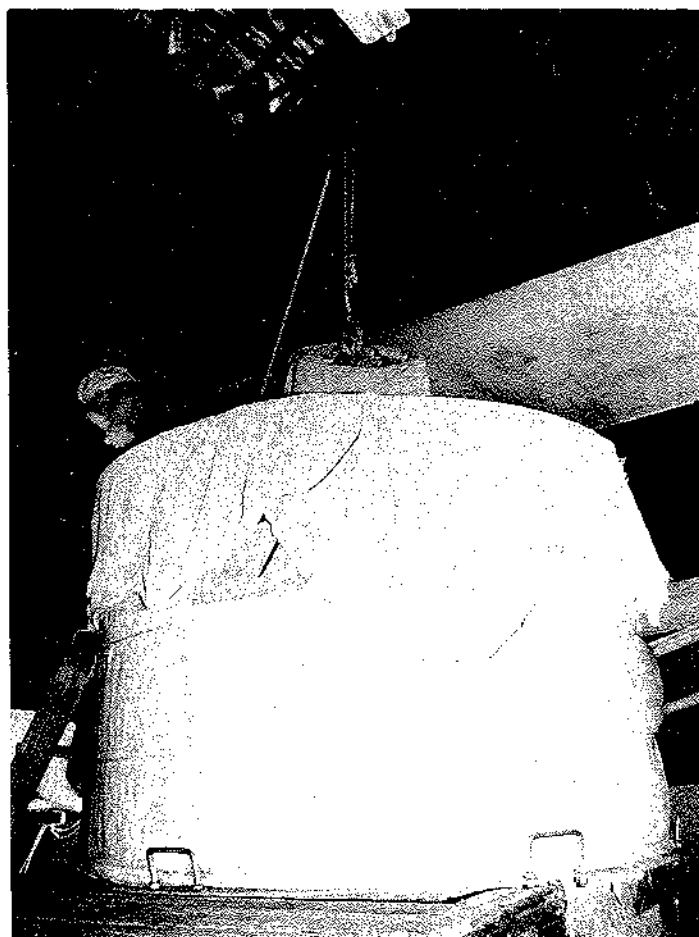
代表取締役

浅野浩司

（資本金 五〇〇万円
従業員 五名）

酒造りに大切な役割を
になう「米」と「水」。
幻の酒米と呼ばれる改良
八反流は、その栽培の難
しさから長い間私達の前
から姿を消していたが、
平成六年、熱心な地元大
田市のこだわり農家の取
り組みによって、再び私
共の手になるところとな
った。その蒸し米の香り
が酒蔵中に立ちこめる極
寒期。そして唐人達の手
による仕込作業を経て、
春先には新酒が上がる。

出来上がった新酒は、フ
レッシュな「しぼりた
て」の生酒から始まり、
秋の「ひやおろし」、そ
して年月をかけ熟成させ
た「古酒」、と味を変
え、その時期その時期の
豊かで異なった風味を持
っている。その時期の旬
の酒香といっしょに本物
の酒の味を楽しんでもら
いたいと思います。
「銘酒はよい水から生
まれる」と言われる様に
日本酒の組成の約八〇%



写真提供 中国新聞社

は水であり、“大切な生
命の源”である。
その水は、知れば知る
程不思議な物質である。
硬水、軟水から始まり見
た目には同じ無色透明な
液体でありながら、その
性質は場所によって環境
によって無限に異なる。

すべての物質は酸化し、
それによって品質を劣化
させていく。酒も 마찬り
である。しかしその不変
の原理は母体となる水の
力によってかなり防げる
ことが分かってきた。水
の持つ未知の力を知り酒
造りに最大限生かして、

私共の創り出す酒は、そ
の豊かな香り、のどの奥
深くにしみわたる味わい
にますます輝きを加える
ことが出来る。当社では
今、自己免疫力を高め、
健康を導く波動水、特に
酸化を防ぐ働きをする抗
酸化作用の高い水、酒造

りに良い水など、本物の「水」への追求を続けていく所存でございます。

次に本年度の新商品を紹介させていただきます。

まず大田市、J.A.酒米生産者、酒蔵で取り組んでおります、田舎倶楽部、吟醸酒「銀山街道」であります。この酒は、一昨年来取り組んでおります。純米大吟醸「田植えはやし」に次ぐ商品で、日々の愛飲用商品として製造したものでございます。

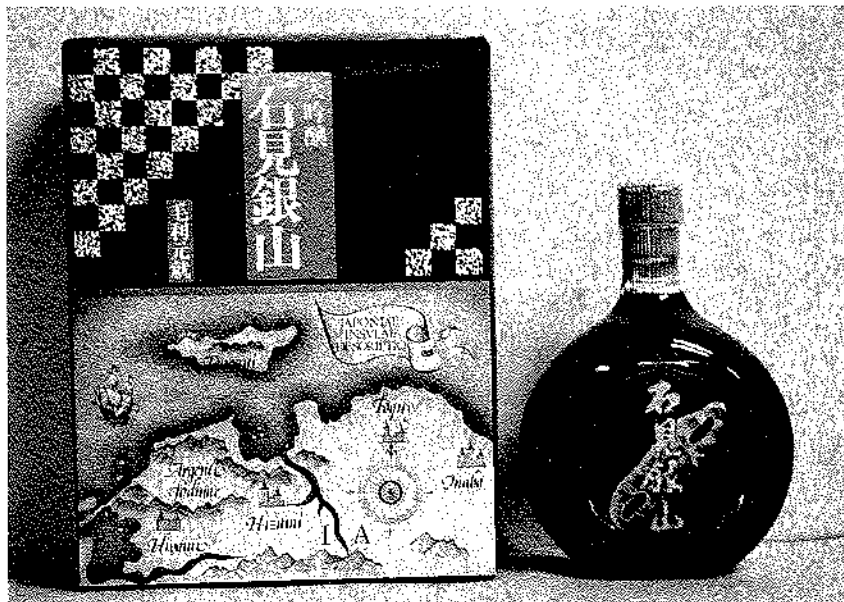


冒頭で紹介した改良八反流と山田錦を原料米として使用し、まろやかで淡麗な味に仕上りました。

次に大吟醸「石見銀山」であります。この商品は、酒造好適米、山田錦を高精白し仕込んだ逸品で、ソフトな口当たり、フルーティーな香り特徴です。又容器には、(有)大田鉄工所の協力を頂き、ボトル表面の「石見銀山」の文字はサ

ンドブラスト技法により彫った文字です。そして、その商標の背景に石見銀山から産出された銀より作られた「石州判銀」をイメージし重ね合

わせてみました。裏面には、毛利元就が幼き頃より夜空を見上げ、澄みわたる空に輝く三つの星を見ながら、大成を誓っていたという、元就の心情をイメージし、デザイン化してみました。又飲用後は、「一輪挿し」とし



てお部屋のインテリアとしてご利用頂ける様工夫いたしました。何卒、日々の愛飲用に又、ご贈答用にご利用頂きます様

お願い申し上げます。終わりに石見大田法人会の発展と皆様方の御健康を心よりお祈り申し上げます。

非違事例

最近の法人税調査事例から

法人税関係

【売上除外の事例】

①パチンコ業を営むA法人は、コンピュータを操作し、日々の売上のうち一定額を計画的に除外していた。

なお、除外資金は、代表者の借入金返済に充てるなど、個人的に費消していた。

ごまかしていた所得金額は二億四千万円で、重加算税を含め法人税一億二千万円と、消費税一千万円を追徴した。

②料理飲食業を営むB法人は、日々の現金売上の一部について、売上集計

表を改ざんする方法で除外していた。

なお、除外資金は、代表者及び家族名義の郵便局の定額貯金としたり、代表者の遊興費に充てるなど、個人的に費消していた。

ごまかしていた所得金額は八千六百万円で、重加算税を含め法人税三千七百万円を追徴した。

【雑収入除外の事例】

製造業を営むC法人は子会社が海外にあることを奇貨とし、海外子会社からの配当金を除外していた。

なお、除外資金は、新たに設立した海外子会社の出資金に充てていた。

ごまかしていた所得金額は五億六百万円で、重加算税を含め法人税二億七千万円を追徴した。

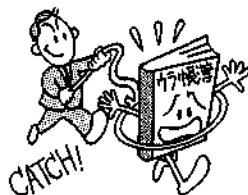
【架空仕入の事例】

建具工事業を営むD法人は、仕入先に依頼し仕入れ事実のない請求書及び領収書を発行させて架空仕入を計上していた。後日、仕入先より架空仕入の代金を、代表者名義の普通預金に振り込ませていた。

なお、除外資金は、代表者に対する貸付金の返済としていたほか、代表者の個人的支出に充てていた。

ごまかしていた所得金額は五年間で九千五百万

円に上り、重加算税を含め法人税四千七百万円を追徴した。



消費税関係

自動車販売業を営むE法人は、非課税取引（商品券購入費・クレジット手数料・生命保険料・慶弔費の金銭支出等）不課税取引（従業員に対する歩合給・自動車重量税）を課税仕入としていたため消費税百二十万円を追徴した。

源泉所得税関係

①外国芸能法人派遣業を

営むF社は、外国芸能人に対しては多額な報酬を支払っているが源泉徴収を行っていないかった。課税していなかった金額は九千万円で、加算税を含め源泉所得税二千万円を追徴した。

②宗教法人の代表役員Gは、葬儀等の布施収入を無作為に除外し、株式を取得するなど個人的に蓄財するほか、生活費や遊興費に費消していた。課税を免れていた金額は三千四百万円で、重加算税を含め源泉所得税一千七百万円を追徴した。



地域社会貢献運動

「法人会の森」清掃

去る六月十九日、和田会長とともに青年部は、「法人会の森」の清掃を行いました。

この「法人会の森」は昨年十一月、開通した県道に摩々瑞穂線大森バイパス沿いのポケットパーク



ク「梅と瓦の広場」(広さ約千㎡)に、全国法人会連合会が提唱する地域社会貢献運動の一環として、観光地の景観整備に役立てたい事と、石見大田税務署開設百周年も記念して、梅の木を植栽したものです。

植栽から半年以上が経ち、花を咲かせた枝もすっかりと腕を伸ばし、たくさんの梅の実をつけていました。が、雑草も元気に伸びており、周辺の清掃、草取りと梅の収穫を併せて行いました。

当日は梅雨の

合い間の晴天で、石見大田税務署の金田署長様、山本統括官様もトレパン姿で駆けつけて参加していただき、和田会長以下総勢十六名で約二時間、流れ落ちる汗をものともせず、二トンダンブに抜き取った草を満載して、清掃作業を終えました。

見違えるほどきれいになったパークで汗をふきながら収穫した四升の梅を、会員の皆様に届けるか協議した結果、梅干しとしてご賞味いただくことになりました。乞うご期待のほど

法人会の実施する地域社会貢献運動は昨年より始まり、今年、来年と三ヶ年にわたって行うことになっており、石見大田法人会は「法人会の森」に引き続き、梅の植樹を年十本ほどすることにしています。

もとより木を植えるだけで社会貢献が成され、景観整備に役立つ訳ではなく、その維持管理を続けることが真の地域社会貢献運動であり、その活動を支援することは地域における団体企業の大きな役割の一つと考えます。

そしてこの清掃中、ふと気づくと、パークの中で道路沿いの植え込みや芝生の中に、抜き取って枯れた草が目立たぬように点々と置いてありました。休憩に立ち寄りられた人が目立つ雑草を抜いて、処理しているのです。まわりの自然や景観に気を配り、行動する人達がおられることに感銘しました。法人会の地域社会貢献運動もその運動の輪が拡



がり、地域内各地の公園やポケットパーク等の環境整備に貢献できればと思います。

そこで今年も十一月に(有)大田緑地さんの指導によって、梅の植樹を行ないますので、会員の皆様も多くのご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

今回、ご協力いただいた皆様、青年部の方々ご苦勞さまでした。

天領の秘話 29

毛利元就の謀略

(本城常光討たれる)

石村勝郎

我々が、普段使っている言葉で、毛利元就の人物評をしてみると、「狡い人」という表現があてはまる。この人の狡い戦略の極めつけは、石見銀山・山吹城の城将、本城越中守常光の謀殺があげられる。

永祿二(一五五九)年七月、山吹城攻めに失敗した元就は、力で奪い取ることが難しいところから

「銀山のほか、新しく原手郡(大原郡の一部)を与える。本拠地の飯石郡高樺城は安堵」

という甘言で誘い、その周到な計略にのせられて、常光は永祿五年六

月、山吹城を開城する。

この講和に不安を募らせていた常光と犬猿の仲だった邑智郡二ツ山城主、出羽元祐に元就は密かに「時期を待て」とささやいている。元就は、常光に講和を持ちかけたときから、既に謀殺を計画していたことが分かる。

常光謀殺の相談

元就は念願の銀山支配が、すぐ目の前にあるのが嬉しくてたまらなかつた。次に目指すのは出雲の月山・富田城攻略だった。

七月初めになると元就は、長男の隆元のほか吉川元春、小早川隆景らと

共に一万五千の軍勢を添えて安芸の郡山城を出発、水軍は児玉就方が総大将となつて、海路を出雲に向かった。

十月には赤穴から、大津、塩冶、今市に進出した。本城常光は、先鋒隊を買って出て、二千余騎で白濁(松江)まで出撃し、民家に放火したりした。常光の豹変ぶりに怒った富田城から、本田豊前守家吉が一千五百の兵をひきいて出動し、乃木村で両軍が激しく戦っている。

のちに元就によつて謀殺されることを知らぬ常光は、哀れなピエロの役を演じているのは、何ともいえない無残な情景である。

常光の働きぶりは、出雲中、西部の尼子方の部将の恐怖の的だった。

今市から大原郡幡屋に軍を移し、宍道の九倉に

城を築いて、尼子攻めの拠点をつくらうと準備を進めていた元就は、元春と隆景を招き

「常光を尼子攻めの先鋒として働かせ、やがて使い捨てにするか、それともあの勇猛な常光が、もし寝返つたら」

という不安を話題にし早い時期の常光抹殺を打ち明けた。元春が

「私がやりましょう」といったのに対し隆景は、

「本城の陣営には三千の兵がいる。このため多数の兵で攻めれば感づかれ、失敗する」と指摘すると、元春は

「私の手の者のうち、息の合った一千余人を選び作戦計画をたてて、先づ本陣を襲つて本城父子を討ち取つてしまえば、こつちのものだ」

と提案、三人は目を見合わせてうなづき、決行

は十一月五日寅の下刻(午前四時過ぎ)とさだめ、隆景の軍は予備隊として、尾崎という丘陵で待機することにした。

常光討たれる

本城常光はそのころ、大原郡加茂町下加茂の大西原に陣をはつていた。

十一月四日の深夜になると、常光を狙う粟屋源三、二宮木工助、森脇春方は、常光の陣屋の隣り、吉川の小坂の陣所に忍んでいき、三男の兵部大輔、四男四郎次郎の討つ手は今田経高、吉川経安が、次男の大蔵左衛門には山県康政、森脇春高が、それぞれ当たることになり、近くの陣所にひそんだ。

やがて寅の下刻となると、近くの丘陵から久利左馬助が盤渉調に笛を吹き鳴らすのを合図に、暗殺隊は一斉に太刀を振りかざして、本城の陣屋に

切りこんだ。

笛の音取りは、さまざまの殺気の中に、能楽調のゆるやかさで鳴り響きやがて消え去る者への挽歌となつて流れていた。

常光の重臣、服部若狭守はさすがに歴戦の勇士、物音に目覚めて陣屋の奥へかけ込み、具足を付けようとしたが、間に合わぬと見て、具足櫃の蓋を盾にして、三尺余りの太刀を抜き

「私が服部若狭守だ」と叫んで、裏口から切つて出た。陣屋の裏口をかためていた森脇春方は、手にした長槍で、服部の腹部を具足櫃の蓋ごと刺し貫いた。服部は大力の勇者、重傷に屈せず、腹に突き刺さつていた槍を引き抜いて森脇に組みついたが、力尽きて首を取られた。

本命の常光を目ざす二宮木工助は、本陣の幕を

押し上げて覗くと、具足櫃に腰をかけていた常光は、

「よくも、だましたな」と目を怒らして立ち上がり、切りかかった。刀の打ち合いが続いたが、陣屋の幕が邪魔になるところから、太刀を投げ捨てて二人は組討ちとなり、組んだまま陣屋の外へ転び出た。不意討ちをくつたことと、若い木工助の力に負け、豪勇の常光は組みしかれ、歯がみした常光は脇差で突き上げようとする。脇差しで横腹がひんやりするの

に気が付いた木工助は、力まかせに常光の二の腕を締め上げ、素早くその首をかき切つた。

小早川隆景の軍勢は、控えとして待機していたが、始まった戦闘にたまりかね、乱闘の続く陣屋へ駆けつけたが、一番手柄の木工助がしとめた常

光の首を奪い取るうとひしめく有様に、木工助を驚かせた。

常光の三男大蔵左衛門は、未永弥六左衛門に、二男兵部大輔と四男四郎次郎は、今田経高、吉川経安がそれぞれ押し伏せて討ち果たした。

末子の弥左衛門は、二歳の幼児だったが、乳母がふところに抱いて、素早く姿を隠した。

長男の太郎兵衛は、邑智郡都賀の興宅寺にいたが、別動隊の天野隆重が三百余騎で包囲し、太郎兵衛は勇者の息子らしく、散々に戦い、潔い討ち死にをした。

一連の暗殺劇のすべては、この日の未の下刻(午後三時過ぎ)に決着がついた。一千余人の暗殺隊には一人の死者が無く、ただ熊谷信直が軽傷を受けただけで、討ち取つた首の数は一千三百余

りにのほった。大成功の奇襲作戦だった。

石見銀山の山吹城には、服部治部大輔がいたが、吉川経安らが赴いて

「本城殿一族は、既に討ち死にされた、城を私たちに明け渡されたい。不承知だったら、こちらが総力をあげて攻撃する」と迫り、山吹城を開城させた。こうして石見銀山は、名実ともに元就のものになった。

常光討たれるという情報は、忽ち出雲中、西部の部将の間を駆けめぐり、

「元就という人は恐ろしい人だ。あすは我が身にふりかかってくるかもしれない」と、激しい動揺が広がった。尼子から毛利に降つた

武将のうち、熊野入道、虎山四郎三郎(阿用)馬田山城守、牛尾信濃守(大東)日野孫右衛門(伯耆)らは、相次いで尼子

義久に帰参を申し出た。元就はさすがに気がとがめたのか、赤穴までいったん退き、形勢が落ち着くのを見て、再び富田城攻めに動き出している。

毛利家の資料では、常光の人格について、その非行をあげ討たれて当然として、死人に口無しで、常光という人に本当に非があつたのかどうか分らない。勝者が歴史を書くことなので、

真実は謎である。



山吹城戦死者の碑
(柑子谷一 大正八年建立)

後日談

乳母に抱かれた逃れた六男の弥左衛門春政は、知勇ともにすぐれた武士として成長する。十八歳のとき、皮肉なことに吉川元長(元春の長男、岩国錦山城主)に仕えるようになる。吉川経久の孫娘を妻に迎え、文禄四(一五九五)年の朝鮮の役で、吉川広家に従って出陣し、矢傷を受けて十一月十一日に戦傷死している。子孫は長く吉川氏に仕えているが、歳月はすべての恩怨を洗い流したということだろうか。

(本城氏の出自は、駿河国で高橋氏といい、常光の二代前の久光が、邑智郡出羽村の本城にいたので、本城を名字とした。安芸国高田郡や邑智郡に強大な勢力をはっていたが、元就の謀略で領地を奪われている。この三十九年後に常光が討たれた)

わが社のふれっしゅさん

- ①どんな動機で入社されましたか。
- ②あなたが地元を期待することがあれば。
- ③あなたが最近一番良かったことはどんなこと。
- ④あなたが最近気がかりなことはどんなこと。
- ⑤あなたの趣味は。
- ⑥あなたのPRをどうぞ。
- ⑦あなたの会社のPRをどうぞ。

工場瓦尾芝
智子 澁谷



①地元で就職したかったの、この会社を選びました。

②大田市はとにかく自然がいっぱいなので、自然を活かした施設をつくって欲しいです。

③社員旅行で、来年の正月明けにハワイに行けること。

④特にないです。

⑤スポーツは苦手な方ですが、最近テニスを始めました。

⑥「誰にでも笑顔で接する」という気持ちで、いつも心掛けています。

⑦私は四月までは、瓦という頭に浮かぶのは、たつた一種類の普通の瓦でした。きっとこれは、瓦を知らない人なら誰もがそうだと思います。

瓦の種類は数えきれない程あるので、是非一度見学に来てみて下さい。

☆☆☆☆

商店小川
儀ヤス工 田



①地元に残りたかったか

ら。

②住みやすく、楽しめる街にして欲しい。

③危険物取扱者試験に合格した事。

④夏バテせずにこの夏を過ごせるかということ。

⑤CDを聴くこと

⑥のんきだけど根性も少しはあると思います。

⑦明るくて優しいスタッフばかりで楽しく仕事のできる会社です。

☆☆☆☆

工場整備自動車本山
岡田 葉子



①地元に残りたかったことと、家からも近かったから。

②若者が残りたがる地域づくり。

③会社を通じていろんな人と出会えること。

④髪を切ったら失敗して、伸びるのを待っています。

ます。

⑤カラオケとドライブ

⑥幼く見られがちだけど、これでも十八歳の社会人です。

⑦みなさんいい人ばかりで、毎日楽しい会社です。

☆☆☆☆

領天
山根由紀子



①サービスマンの仕事で自分にはいけばあったらいいなと思ったから。

②若者が遊べるような場所を作ってほしい。

③この仕事を始めて、たくさんの人に出会えたこと。

④ありません。

⑤音楽鑑賞。カラオケ。

⑥明るい性格です。

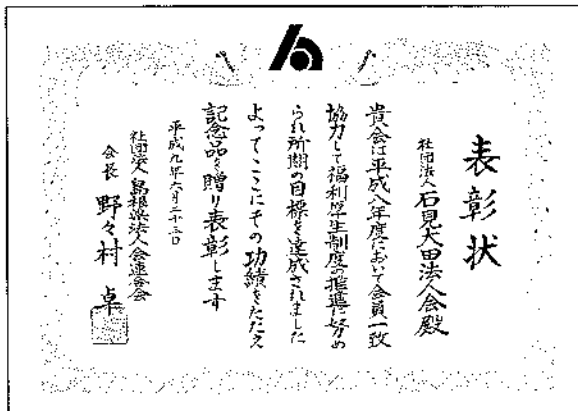
⑦社員一同、精一杯のサービスを提供してまわすので、ぜひ、みなさん食べに来て下さい。

(社)石見大田法人会

福利厚生制度推進功勞表彰を受ける

去る六月二十三日出雲商工会議所において、(社)島根県法人会連合会通常総会が、広島国税局課税第二部、廣木準一郎長、島根県知事(代理)を始め多数のご来賓をお迎えして開催された。

総会は表彰式から始まり最初に、森崎禎璋氏(県法連監事)の藍綬褒章の榮譽披露があり、続いて全法連会長表彰の伝達、県法連会長表彰があった。当法人会の西村禎二氏(広報委員会副委員長)に全法連会長表彰を伝達された。続いて(社)石見大田法人会が、福利厚生制度推進功勞賞(単位会)を県法連野々村卓会長より受賞し、和田俊二



会長も本當にうれしさを隠せず得意満面でした。心からお祝い申し上げます。会員の方々は充分ご承知と存じますが、法人会では「経営者大型総合

表彰状

社団法人石見大田法人会
貴会が平成二年度において、福利厚生制度推進功勞の功績を認め、この功績をたたえ、記念品を贈り表彰します。
平成二年六月二十三日
島根県法人会連合会
会長 野々村 卓

保障制度」と「終身保障ガン保険制度」があります。企業経営者としては常に企業防衛は当然です。その企業防衛の一環として、この制度を利用すれば後顧の憂いなく社業に全力投球でき、なお掛金が全額損金算入ができ、節税対策としても最良の方法であります。

念講演「経営を先取りする経済情報のかみ方」のユーモア入りの講演を聞き情報収集の方法等を学び県法連総会閉会。

税のこぼれ話

みんなでいい税制を...

外国のジョークにこういうものがあります。客船が難破して救命ボートに乗り移ったのはいいが、定員オーバーとなり、このままでは沈んでしまいます。そこで、何人かが海に飛び込まなければならなくなりました。ドイツ人には「諸君！規則だから飛び込またまえ」と、イギリス人には「紳士として名誉なことだから飛び込またまえ」と、そして、日本人には「みんなが飛び込むから飛び込またまえ」と言えばよい……。

重んじるイギリス人、そして周りの意思を重んじる日本人と各国の国民性を皮肉たつぷりにいい当てていますね。

でも、税金については「みんなが、正しく納めるから自分も納めなくて」という日本の考え方も結構なのでは？……。



ルールを重んじるドイツ人、名誉を

会員親睦ゴルフ大会

優勝 松尾弘道氏

(有松尾ハウス工業)



おだやかな春の陽ざし
が降りそそぐ大杜カント
リークラブにおいて、恒
例の会員親睦ゴルフ大会
が、さる四月十九日に行
われました。

二十四回を迎える今大
会には五十二名の方々の
ご参加をいただき、にぎ
やかに開催されました。

皆様方の腕前を表わす
ハンデイヤップは

- 〇〇 九 一人
 - 一〇〇一九 二十五人
 - 二〇〇二九 十八人
 - 三〇〇三六 八人
- となっており、平均ハン
デイヤップは二〇・九
という競技会でした。

恒例になっている時計
台の下で和田会長の開会
の挨拶に続き、ミーティ
ングを受けて、美久我、
国引の各コースに別かれ
てプレーが始まりました。

午前の部が終わり昼食
時には、いつもながらお
互いにスコアを確かめ、
チョコレートの方行方を気
にする仲間、昨晩の夜ふ
かしを悔しむ人と悲喜こ
もごもの一時を愉快に楽
しんでおられました。

午後のプレーが終わ
り、次々と申告が始ま
り、スコア係があたふた
する中、早々に素晴らし
い高スコアが登場、松尾
弘道氏(松尾ハウス工
業)のグロス八十四ネッ
ト六十一で優勝者が決定
し、皆さんの関心は二位
争いへ向いた大会でし
た。

表彰式

カントリー二階ロビー
で懇談中に順位表の確定
も終わり、勝部事務局長
の司会で和田会長により
挨拶、表彰が始まり、に
ぎやかに表彰懇親会が行
なわれ、有意義な親睦の

一日がすぎされました。

- 優勝 松尾 弘道
- 準優勝 有藤 七郎
- 三位 嶋崎 覚
- 四位 郷原 憲治
- 五位 松井 順一
- B G賞 林 幸則
- B B賞 奥野 会頭

優勝スピーチ

(有松尾ハウス工業)
松尾 弘道

今日は思いもよらぬス
コアが出て、自分自身
でもびつくりしています。
自らの健康の為とお付合
いの為に、なんとなく始
めたゴルフですが、今で
はこんなにおもしろいス
ポーツはないと思ってい
る程です。

又、今日は良きパート
ナーに恵まれて和気諷々
の中にも最後まで緊張し
てプレーすることが出来
ました。

これからも楽しみなが

その他各飛び賞等の沢
山の商品が手渡されまし
たが、特筆するのは、大
野孝雄氏(白藤酒造)の
イーグル賞です。

次回コンペにはホール
インワンを達成されるこ
とを祈って贈りました。

ら尚且つ良いスコアで
廻れるよう???の許
す限り努力したいと思っ
ています。

お忙しい中、いろいろ
とお世話をいただいた事
務局の方々にお礼を申し
上げます。

本日はありがとうございます。



「がん」と「介護」、どちらの保険に入るべきか？ やっぱ

り一番怖いのがんじゃない？ 家族のことを考えたら、まず

介護保険だろう。何といっても日本は世界一の長寿

国！ がん死亡者

の20倍！

無制限

社長は

性があ

がいいと

たぞ。家族は

でも俺は誰が

んだ？・・・この会社もいよいよ生涯福祉の導入か！

やっぱり私たち社員のことで、考えてくれるん

だね。若い人ほど保険料が安いんだって。急がなくなっちゃ！



数は交通事故

入院給付金が

らしいぞ。

貯蓄

る保険

言ってい

俺が守る！、

守ってくれる

法人会厚生制度
総合保障型
スーパーがん保険

(がん)を克服し、生きるための保障が充実。

保障例(ご契約1口につき/ご本人の場合)

診断給付金	一時金として	100万円
入院給付金	無制限	一日につき 1万5千円
在宅療養給付金	無制限	一退院につき 20万円
通院給付金		一日につき 5千円
死亡保険金		150万円
月払保険料	30歳・個人契約の場合	2,190円
	30歳・家族契約の場合	3,090円

※1人通算4口までご契約になれます。(65歳以上の方は3口までです) ※診断給付金、死亡保険金については、満65歳以上の場合それぞれ半額になります。

法人会厚生制度
スーパー介護定期保険

新登場

誰もが直面している痴ほうや寝たきり、高度障害に備える充実の保障。

保障例(85歳満期・65歳全期払・100万円コース)

痴ほう(で要介護状態 寝たきり)になったら	介護年金(無制限)	100万円
	介護一時金	100万円
高度障害になったら	高度障害年金	100万円
	高度障害一時金	100万円
死亡されたとき	死亡保険金	経過年数による 所定の金額
月払保険料	30歳・女性	4,220円
	35歳・男性	4,730円

※介護年金を年額800万円まで大きくできます。※高度障害年金、一時金のお支払いは所定の年齢までとなります。※被保険者が「介護年金」「高度障害年金」のお支払い対象となられた場合、保険料の払込みは免除されます。

◎法人会会員企業の従業員・役員であれば、お一人様からでもご契約になれます。◎社員への福利厚生制度としてご利用いただけます。
◎保険料は契約時の年齢で決まりますので、早めのご契約をおすすめします。◎退職されてもご継続できます。

●引受保険会社

●お問い合わせ



社)石見大田法人会 08548-2-0765
青木 恵08548-2-2226

※同封のハガキもご利用下さい。

破壊時代対応 保障プラン 新登場

対策の **切り札** 誕生!!

自動更新により最長85歳までの長期保障!!

●保障内容

大同生命の5年ごと利差配当付定期保険 [災害割増特約・障害特約長期疾病保障付入院特約・成人病特約・通院特約付]

企業保障プラン5 (新疾病重点型Rタイプ) 1,000万円コース			
事故の場合	死亡・高度障害保障	2,000万円	
	身体障害保障	程度により 50~350万円	
	入院保障 5日目~124日目まで	1日につき 3,000円	
	手術保障 所定の手術を受けられた場合	種類により1回につき 6~15万円	
	通院保障 退院後の通院 (30日限度)	1日につき 1,000円	
病気の 場合	死亡・高度障害保障	1,000万円	
	成人病	入院保障5日目~184日目まで	1日につき 6,000円
		274日以上入院の場合	一時金 54万円
		274日以上入院後退院した場合	一時金 18万円
	成人病以外	入院保障5日目~184日目まで	1日につき 3,000円
		274日以上入院の場合	一時金 27万円
		274日以上入院後退院した場合	一時金 9万円
		手術保障 所定の手術を受けられた場合	種類により1回につき 6~15万円
	通院保障 退院後の通院 (30日限度)	1回につき 1,000円	

⑤ 5年ごと利差配当付定期保険に付加する災害・疾病関係特約は5年ごと利差配当付保険用とします。なお、各特約の名称は「ご契約のしおり一定款・約款」に定める略称を記載しています。ご希望に応じてライブ特約(5年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約)を付加することもできます。

保険料例 1,000万円コース (上記の保障内容の場合)
期間 10年

月払 30歳男性 4,418円
30歳女性 4,170円

**後継者・
青年経営者
におすすめ!**

●お問い合わせは…

(社)石見大田法人会

大田市大田町大田イ309-2 TEL 08548-2-0765

法人会会員のための価格

朗報!! **コストダウン**

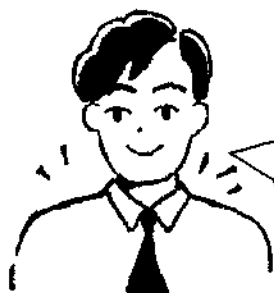
法人会経営者大型保障制度（新種）

企業保証プラン5^{ファイブ}（5年ごと利差配当付定期保険）

〈新商品の**5**大特長〉

- ① 法人会の**団体割引**で保険料が**割安!**
- ② 配当を抑え5年ごと配当タイプの採用で**さらに**保険料が**割安!**
- ③ **さらに**保険料の**高額割引**制度を採用!
- ④ **成人病・長期入院・手術保障**にも対応!
- ⑤ 保険料は一定の範囲内で**全額損金**算入!

〔法人税基本通達9-3-5、9-3-6-2、昭和62年6月16日直法2-2〕
〔例規〕、平成8年7月4日課法2-3（例規）による



新タイプの保険で
企業の固定費削減を!!

税のこぼれ話

税法より

複雑なもの？

占いは昔からありましたが、十三番目の星座へへびつかい座の登場もあつてか、最近またブームのようです。A B O式の血液型占いなどは分類の分り易さも手伝つて誰でも一度は自分や家族・友人の血液型でその日の運勢や相性を占つたことがあるのではないのでしょうか？

もちろん人間がたった四種類に当てはめられるわけではなく、例えば分泌型と非分泌型（唾液や精液、汗、髪の毛などから血液型を判定できる。）、M N式、O式、E式、T式、など比較的分知られている血液型の分

類法だけを取り上げてみても十種類以上もあり、

さらに専門的なものまで含めれば数十億以上にも

なるといいます。……あ

ら？世界の人口より多い

分類法があるんですね。

税法がいくら細かくて

難しいといつても、起こ

りうべき事例のすべてを

見通して規定することは

甚だ困難です。したがつ

てそれぞれの経済事情に

適した方法で正しい会計

処理を行うことが基本の

ようです。



囲碁問題の解答

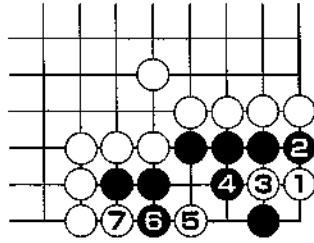
急所は二の一です

黒2に続いて白3と

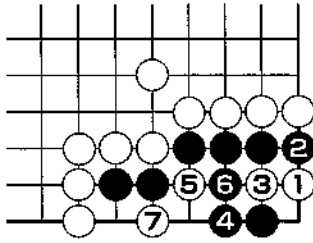
し、黒4・6に白7

のあたりで黒はつげま

せん



手順中黒4では白5にうたれてカケ目となります



編集後記

今、大河ドラマの毛利

元就でも、大田市の石見

銀山がクローズアップさ

れていますが、世界遺産

としても登録されようと

しています。

石見大田法人会の中核

都市である大田市民とし

て、大きな誇りであると

共に、期待に胸をふくら

ませていきます。

右の事情から、会報の

表紙写真も、石見銀山に

関係のあるものを採用い

たしました。

併しながら、当地方は

現実には益々過疎が進行

し、中核商店街も、現状

維持が精一杯と思われま

す。

一般的には景気回復が

長期に亘り続行中といわ

れますが、一向にその実

感はありません。更に国

の財政事情から、公共事

業の削減がはかられてお

り、公共事業への依存度

の高い当地経済への悪影

響が心配されます。

当地方は公共投資の後

進県であり、今後インフ

ラ投資によって、他県並

となるよう住民一同期待

しているところでありま

す。我々としては、国民

平等な生活環境の整備を

後ればせながら要望する

ものであります。

従ってわが法人会報

も、今後は、社会資本の

遅れを世に訴えるキャン

ペーンを展開すべきもの

と考えるものでありま

す。

新鮮な、切実な、役に

立つ記事の編集を広報委

員一同心掛けてゆきたい

と決意しております。

又、此度も極めてご多

忙の中、玉稿を賜りまし

た石村先生に、心から感

謝上げる次第でございます。

(広報部 渡辺)

高級 塩ビ銅板・ステンレス
ステンレストイレブース・Hellowブース・ベストひさし製造販売元

HN 林商事株式会社

島根県大田市長久町長久イ506-1
TEL (08548) 2-1013 (代) ・ FAX (08548) 2-1954



土木工事一式 安藤土木 有限会社

代表取締役 安藤 昇

大田市久手町刺鹿2637
TEL 2-8405 (代) ・ FAX 2-4093



世界のお酒が毎日安い プロGRESS

営業時間 AM10:00~PM7:00

大田店 大田市長久町イ 548-3 TEL (08548) 4-9085
出雲店 出雲市大津町 1353-3 TEL (0853) 24-3939



花束・アレンジメント
お祝生花・葬儀用生花
花環・鉢花・観葉植物他

フラワーショップ



FUKKAEN

大田市大田町パル前 TEL 2-6613 FAX 2-7184

設計・監理 杉本建築設計事務所

一級建築士 杉本 忠義

〒694 大田市大田町大田イ433-2
電話 (08548) 2-1221 (代)

建築請負・設計施工・製材
島根県知事許可(般-7)第1574号

福波物産 有限会社

邇摩郡温泉津町福波
TEL (0855) 65-2311
FAX (0855) 65-2328

社団法人 石見大田法人会会報 第33号

平成9年7月20日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内
TEL(08548)2-0765

印刷 つ き は し 印 刷

大田市島井町TEL2-0540